　2007



一般社団法人日本原子力学会

事務局職員給与規程

2020年5月29日　第8回理事会承認

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は，事務局職員就業規則（規程）（2002）第44条に基づき，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）の事務局職員に対する給与について定めるものである。

（基準）

第２条　事務局長が理事職を兼務する理事・事務局長の給与は，本給与基準を適用せず，総務・財務委員会の審議・承認を経て，理事会にて決定する。

（給与の種類）

第３条　この規程で給与とは，次の各号に掲げるものをいう。

（１）基本給

①年齢給

②職務給

（２）手当

①扶養手当

②管理職手当

③超過勤務手当（休日手当を含む）

④通勤手当

⑤住宅手当

⑥期末手当

（通貨払）

第４条　給与は職員に対し，全額を通貨または，銀行振込みで支払う。だだし，法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。

２　給与の支払いに際しては，職員の受けるべき金額から，次の各号に掲げるものを控除して支払う。

（１）所得税および地方税

（２）健康保険料，厚生年金保険料，雇用保険料

（３）職員から控除を委任されたもの。

（支給定日および支給方法）

第５条　給与（期末手当および通勤手当を除く，以下本条および次条において同じ）の支給日は，毎月25日（その日が休日に当たるときは，その以前において最も近い休日でない日）とする。

２　給与は，前項の支給定日において，その月の1日から末日までの分の基本給，扶養手当，管理職手当および住宅手当ならびに前月1日から末日までの分の超過勤務手当を支給する。

３　採用，減給，退職または解雇の月における給与は，基本給，扶養手当，管理職手当および住宅手当を，月あたり所定労働日数の平均値20日に対する当該月の実労働日数の比率による日割計算により支給する。

４　退職し，解雇され，または死亡した場合においては，その月の支給額は第１項の規定にかかわらず，ただちに支給する。

（欠勤による給与の減額）

第６条　勤務しないときは，その勤務しない時間につき第17条に規定する時間割額を減額して給与を支給する。ただし，次の各号の一つに該当するときは通常の賃金を支給する。

（１）就業規則第９条（休業）

（２）　　〃　第10条（創立記念日休業）

（３）　 〃　第16条（無事故扱い）

（４）　 〃　第18条（休暇）

２　前項第１号の業務上傷病については，労働者災害補償保険法による休業補償給付がなされる場合には，その給付額を控除する。

（欠勤中の給与）

第７条　削除

（休職期間中の給与）

第８条　休職期間中の給与の支給額は次のとおりとする。

（１）業務外傷病の場合

　　業務外傷病の場合，給与を支給せず，また勤続年数にも通算しない。

（２）結核性疾患の場合

　　給与を支給せず，また勤続年数にも通算しない。

（３）刑事事件に起訴された場合

　　給与を支給せず，また勤続年数にも通算しない。

（４）水難，火災その他の事故により生死不明または所在不明となった場合

　　給与を支給せず，また勤続年数にも通算しない。

第２章　基本給および諸手当

（基本給）

第９条　職員の基本給は，年齢給と職能給の合計とする。

２　年齢給は，当該職員の生活費をまかなうものとし，職能給は，当該職員の勤続年数・年齢とは別に，保有能力が向上して職務遂行能力が高まり，学会の業績にプラス効果が生ずることを前提として個別に定めるものとする。

（初任給）

第10条　学校卒業後直ちに採用されるもの及び中途採用者の基本給は，別表4，5，6を基準に勘案して理事会で定めるものとする。

（昇給）

第11条　昇給は，原則として毎年4月1日をもって，基本給のうち職能給についておこなうものとする。また，年齢給については，4月1日現在の年齢に基づいて決定するものとする。ただし，本会の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には，この限りではない。

２　昇給額は，職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに，別表4，7を基準にして，別表5，6の範囲内で理事会が決定するものとする。

（昇格）

第12条　職員を昇格させるときは，その職員の職務及び職務遂行能力等を考慮して，別表4，7を基準にして，別表5，6の範囲内で理事会が決定するものとする。

第３章　手当

（扶養手当）

第13条　職員の収入によって生計を維持している扶養家族に所定手続きを行ない承認された月の翌月から支給事由の消滅する月まで別表1により計算した額を，扶養手当として支給する。

（地域手当）

第14条　削除

（管理職手当）

第15条　管理職手当は，事務局長，次長，課長の職にある職員に対し下記の額を支給する。

（１）事務局長　55,000円

（２）事務局次長　45,000円

（３）課長　40,000円

２　主任には主任手当てとして10,000円を支給する。

（超過勤務手当，休日手当，深夜手当）

第16条　管理職以外の職員（主任を含む一般職員）には，正規の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第17条に規定する時間割額の100分の125を，超過勤務手当として支給する。法定休日（日曜日）に出勤した場合には，勤務1時間につき第17条に規定する時間割額の100分の135を休日手当として支給する。職員（管理職を含む）の勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は，勤務時間１時間につき第17条に規定する時間割額の100分の25を深夜手当として加算して支給する。２　超過勤務手当，休日手当，深夜手当の算定基礎は，基本給とする。

（時間割額）

第17条　前条に規定する勤務1時間あたりの給与額は，基本給の145分の１とする。

（通勤手当）

第18条　職員が通勤するために要する公共交通機関運賃（6ヶ月用通勤定期乗車券代，バス代支給は自宅から最寄りの駅まで2km以上で実際に乗車する場合）に相当する額を別表2に定める額を限度とし，通勤手当として支給する。

　　通勤経路が変更となった場合は1ヶ月以内に報告し，差額が発生した場合はすみやかに精算することとする。

（住宅手当）

第19条　職員が自から居住するため，住居（賃間を含む）を借受けた場合には，所定手続きをおこない，承認された月の翌月から支給事由の消滅する月まで別表3により定める額を，住宅手当として支給する。

（期末手当）

第20条　期末手当は原則として，毎年6月30日および12月31日に在籍する職員に本会の業績等を勘案して6月および12月に支給する。ただし，本会の業績に著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には，支給時期を延期し，または支給しないことがある。

２　前項の期末手当の額は，6月支給分については前年度の10月1日から3月31日，12月支給分については当該年度の4月1日から9月30日の本会の業績および職員の勤務成績等を勘案して各人ごとに理事会で決定する。

（改定）

第21条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会が決定するものとする。

附則

１　昭和49年5月17日　制定，同日施行

２　改定履歴

1. 昭和60年11月22日　第278回理事会承認
2. 平成11年4月22日　第412回理事会承認
3. 平成13年10月15日　第3回総務財務委員会起案，平成13年10月23日　第437回理事会承認
4. 平成14年11月18日　第4回総務財務委員会起案，平成14年11月26日　第448回理事会承認
5. 平成16年10月19日　第3回総務財務委員会起案，平成16年10月26日　第467回承認
6. 平成19年3月13日　第18・7回総務財務委員会起案，平成19年3月20日　第486回理事会承認
7. 平成19年5月17日　第18・9回総務財務委員会起案，平成19年5月22日　第487回理事会承認
8. 平成21年9月25日　第21・2回総務財務委員会起案，平成21年9月30日　第504回理事会承認
9. 平成23年2月1日　第514回理事会承認
10. 平成25年1月25日　第24・5回総務財務委員会起案，平成25年1月25日　第529回理事会承認
11. 平成25年3月22日　第24・7回総務財務委員会起案，平成25年3月22日　第7回理事会承認
12. 規約を規程に変更　平成28年2月18日　第8回総務財務委員会起案，平成28年3月22日　第7回理事会承認
13. 平成28年9月21日　第3回総務財務委員会起案，平成28年9月29日　第3回理事会承認
14. 平成29年12月11日　第5回総務財務委員会起案，平成30年1月31日　第6回理事会承認

⑮ 2019年1月24日　第6回総務財務委員会起案，2019年1月31日　第6回理事会承認

⑯ 2020年5月20日　総務財務委員会メール審議起案，2020年5月29日　第8回理事会承　　認

附則

１　平成11年4月22日改定の規約は，平成11年4月1日から施行する。

２　平成13年10月23日改定の規約は，平成13年11月1日から施行する。

３　平成25年1月25日改定の規約は，平成25年4月1日から施行する。

４　平成28年3月22日改定の規程は，平成28年4月1日から施行する。

５　平成28年9月29日改定の規程は，平成28年11月1日から施行する。

６　平成30年1月31日改定の規程は，平成30年2月1日から施行する。

７　2019年1月31日改定の規程は，2019年4月1日から施行する。

８　2020年5月29日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

別表1　扶養手当月額

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養種類 | 月額 |
| （１）扶養親族である配偶者（事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）  （２）扶養親族である子等（満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子および孫）  第1子  第2子  その他　第3子以降  なお，満16歳になる年の年度初めから，満22歳に達した日以降の初め3月31日までは対応する子がいる場合は5,000円を加算する。  （３）扶養親族である満60才以上の父母および祖父母  1人につき  （４）扶養親族である満22才に達した日以降の初めの3月31日までの弟妹  1人につき  （５）扶養親族である重度心身障害者  1人につき | 13,000円  6,000円  6,000円  6,000円  加算 5,000円  6,000円  6,000円  6,000円 |

別表2　通勤手当月額限度額　55,000円

別表3　住宅手当月額

|  |  |
| --- | --- |
| 借家，借間居住者  持家居住者（新築・購入から5年間） | 27,000円  2,500円 |

別表4　職能等級基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 職能等級基準 |  |
| 1級 | 上司または上級職員の具体的な指導を受けて，定期的・反復的な業務を正確に遂行できること | 高校新卒者 |
| 2級 | 上司の包括的な指示を受けて，一般的な知識を踏まえて定期的な業務を自らの判断と創意工夫をもって効率的に遂行できること | 短大新卒者・  専門学校新卒者 |
| 3級 | 上司の包括的な指示を受けて，総合的または専門的な知識を踏まえ非定期的な業務を自らの判断と創意工夫をもって計画的に遂行できること | 大学新卒者 |
| 4級 | ①実務的な知識と経験を踏まえ，非定期的な業務を自らの判断と創意工夫をもって効率的・計画的に遂行できること  ②業務の効率化，生産性の向上について，具体的・現実的な提案ができること |  |
| 5級 | ①実務的な知識と経験を踏まえ，比較的責任の重い業務を自らの判断と創意工夫をもって効率的・計画的に遂行できること  ②グループのリーダーとしてメンバーを適切に監督できること  ③業務の正確かつ迅速な遂行について，部下をよく指導，助言できること | 主任もしくは  相当する者 |
| 6級 | ①事務局もしくは本会の方針および目標に基づいて課の方針および目標を合理的に設定できること  ②広範かつ高度な見識ならびに強力なリーダーシップと統率力をもって課を統括・管理し業務目標を効率的・効果的に達成できること  ③専門的な知識と経験をもとに経営上重要なテーマについて，調査・研究・企画・立案・調整等をおこなえること | 課長もしくは  相当する者 |
| 7級 | ①広範かつ高度な見識と経験に基づき，事務局長をよく補佐できること  ②局内における課の相互の調整をおこなえること  ③専門的な知識と経験をもとに運営上重要なプロジェクトまたは特定なテーマについて，単独でまたはリーダーとして，調査・研究・企画・立案・調整等をおこなえること | 事務局次長  もしくは  相当する者 |
| 8級 | ①本会の基本方針に基づき事務局の方針および目標を合理的に設定できること  ②きわめて広範かつ高度な見識と経験ならびに強力なリーダーシップと統率力をもって事務局を統括・管理し，業務目標を効率的・効果的に達成できること  ③きわめて専門的な知識と経験をもとに，運営全般に影響を及ぼす重要なプロジェクトまたは特定テーマについて，単独でまたはリーダーとして，調査・研究・企画・立案・調整等をおこなえること | 事務局長  もしくは  相当する者 |

別表5　年齢給表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 18歳 | 126,500円 | 34歳 | 170,500円 | 50歳 | 203,500円 |
| 19歳 | 129,000円 | 35歳 | 174,000円 | 51歳 | 204,000円 |
| 20歳 | 131,000円 | 36歳 | 177,000円 | 52歳 | 204,500円 |
| 21歳 | 133,000円 | 37歳 | 179,000円 | 53歳 | 205,000円 |
| 22歳 | 135,000円 | 38歳 | 181,500円 | 54歳 | 206,000円 |
| 23歳 | 137,500円 | 39歳 | 184,000円 | 55歳 | 206,000円 |
| 24歳 | 140,000円 | 40歳 | 186,000円 | 56歳 | 206,000円 |
| 25歳 | 142,000円 | 41歳 | 188,000円 | 57歳 | 206,000円 |
| 26歳 | 144,000円 | 42歳 | 190,000円 | 58歳 | 206,000円 |
| 27歳 | 147,500円 | 43歳 | 192,500円 | 59歳 | 206,000円 |
| 28歳 | 151,000円 | 44歳 | 195,000円 | 60歳 | 206,000円 |
| 29歳 | 154,000円 | 45歳 | 197,000円 |  |  |
| 30歳 | 157,000円 | 46歳 | 199,000円 |  |  |
| 31歳 | 160,500円 | 47歳 | 200,000円 |  |  |
| 32歳 | 164,000円 | 48歳 | 201,000円 |  |  |
| 33歳 | 167,000円 | 49歳 | 202,500円 |  |  |

別表6　職能給表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
| 号差 | 800 | 900 | 1,000 | 1,200 | 1,500 | 2,000 | 2,300 | 2,400 |
| 1号 | 20,000 | 32,000 | 45,500 | 61,500 | 89,100 | 123,600 | 173,600 | 231,100 |
| 2号 | 20,800 | 32,900 | 46,500 | 62,700 | 90,600 | 125,600 | 175,900 | 233,500 |
| 3号 | 21,600 | 33,800 | 47,500 | 63,900 | 92,100 | 127,600 | 178,200 | 235,900 |
| 4号 | 22,400 | 34,700 | 48,500 | 65,100 | 93,600 | 129,600 | 180,500 | 238,300 |
| 5号 | 23,200 | 35,600 | 49,500 | 66,300 | 95,100 | 131,600 | 182,800 | 240,700 |
| 6号 | 24,000 | 36,500 | 50,500 | 67,500 | 96,600 | 133,600 | 185,100 | 243,100 |
| 7号 | 24,800 | 37,400 | 51,500 | 68,700 | 98,100 | 135,600 | 187,400 | 245,500 |
| 8号 | 25,600 | 38,300 | 52,500 | 69,900 | 99,600 | 137,600 | 189,700 | 247,900 |
| 9号 | 26,400 | 39,200 | 53,500 | 71,100 | 101,100 | 139,600 | 192,000 | 250,300 |
| 10号 | 27,200 | 40,100 | 54,500 | 72,300 | 102,600 | 141,600 | 194,300 | 252,700 |
| 11号 | 28,000 | 41,000 | 55,500 | 73,500 | 104,100 | 143,600 | 196,600 | 255,100 |
| 12号 | 28,800 | 41,900 | 56,500 | 74,700 | 105,600 | 145,600 | 198,900 | 257,500 |
| 13号 | 29,600 | 42,800 | 57,500 | 75,900 | 107,100 | 147,600 | 201,200 | 259,900 |
| 14号 | 30,400 | 43,700 | 58,500 | 77,100 | 108,600 | 149,600 | 203,500 | 262,300 |
| 15号 | 31,200 | 44,600 | 59,500 | 78,300 | 110,100 | 151,600 | 205,800 | 264,700 |
| 16号 | 32,000 | 45,500 | 60,500 | 79,500 | 111,600 | 153,600 | 208,100 | 267,100 |
| 17号 | 32,800 | 46,400 | 61,500 | 80,700 | 113,100 | 155,600 | 210,400 | 269,500 |
| 18号 | 33,600 | 47,300 | 62,500 | 81,900 | 114,600 | 157,600 | 212,700 | 271,900 |
| 19号 | 34,400 | 48,200 | 63,500 | 83,100 | 116,100 | 159,600 | 215,000 | 274,300 |
| 20号 | 35,200 | 49,100 | 64,500 | 84,300 | 117,600 | 161,600 | 217,300 | 276,700 |
| 21号 |  |  | 65,500 | 85,500 | 119,100 | 163,600 | 219,600 | 279,100 |
| 22号 |  |  | 66,500 | 86,700 | 120,600 | 165,600 | 221,900 | 281,500 |
| 23号 |  |  | 67,500 | 87,900 | 122,100 | 167,600 | 224,200 | 283,900 |
| 24号 |  |  | 68,500 | 89,100 | 123,600 | 169,600 | 226,500 | 286,300 |
| 25号 |  |  | 69,500 | 90,300 | 125,100 | 171,600 | 228,800 | 288,700 |
| 26号 |  |  | 70,500 | 91,500 | 126,600 | 173,600 | 231,100 | 291,100 |
| 27号 |  |  | 71,500 | 92,700 | 128,100 | 175,600 | 233,400 | 293,500 |
| 28号 |  |  | 72,500 | 93,900 | 129,600 | 177,600 | 235,700 | 295,900 |
| 29号 |  |  | 73,500 | 95,100 | 131,100 | 179,600 | 238,000 | 298,300 |
| 30号 |  |  | 74,500 | 96,300 | 132,600 | 181,600 | 240,300 | 300,700 |
| 31号 |  |  | 75,500 | 97,500 | 134,100 | 183,600 | 242,600 | 303,100 |
| 32号 |  |  | 76,500 | 98,700 | 135,600 | 185,600 | 244,900 | 305,500 |
| 33号 |  |  | 77,500 | 99,900 | 137,100 | 187,600 | 247,200 | 307,900 |
| 34号 |  |  | 78,500 | 101,100 | 138,600 | 189,600 | 249,500 | 310,300 |
| 35号 |  |  | 79,500 | 102,300 | 140,100 | 191,600 | 251,800 | 312,700 |
| 36号 |  |  | 80,500 | 103,500 | 141,600 | 193,600 | 254,100 | 315,100 |
| 37号 |  |  | 81,500 | 104,700 | 143,100 | 195,600 | 256,400 | 317,500 |
| 38号 |  |  | 82,500 | 105,900 | 144,600 | 197,600 | 258,700 | 319,900 |
| 39号 |  |  | 83,500 | 107,100 | 146,100 | 199,600 | 261,000 | 322,300 |
| 40号 |  |  | 84,500 | 108,300 | 147,600 | 211,600 | 263,300 | 324,700 |
| 41号 |  |  |  |  |  |  | 265,600 | 327,100 |
| 42号 |  |  |  |  |  |  | 267,900 | 329,500 |
| 43号 |  |  |  |  |  |  | 270,200 | 331,900 |
| 44号 |  |  |  |  |  |  | 272,500 | 334,300 |
| 45号 |  |  |  |  |  |  | 274,800 | 336,700 |
| 46号 |  |  |  |  |  |  |  | 339,100 |
| 47号 |  |  |  |  |  |  |  | 341,500 |
| 48号 |  |  |  |  |  |  |  | 343,900 |
| 49号 |  |  |  |  |  |  |  | 346,300 |
| 50号 |  |  |  |  |  |  |  | 348,700 |

別表7　昇給表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 等級 | 号俸差 | A評価 | B評価 | C評価 | D評価 | E評価 |
| 1級 | 800 | 4,800 | 4,000 | 2,400 | 800 | 0 |
| 2級 | 900 | 5,400 | 4,500 | 2,700 | 900 | 0 |
| 3級 | 1,000 | 6,000 | 5,000 | 3,000 | 1,000 | 0 |
| 4級 | 1,200 | 7,200 | 6,000 | 3,600 | 1,200 | 0 |
| 5級 | 1,500 | 9,000 | 7,500 | 4,500 | 1,500 | 0 |
| 6級 | 2,000 | 10,000 | 6,000 | 4,000 | 2,000 | 0 |
| 7級 | 2,300 | 11,500 | 6,900 | 4,600 | 2,300 | 0 |
| 8級 | 2,400 | 12,000 | 7,200 | 4,800 | 2,400 | 0 |

A=非常に優れている　B＝優れている　C=やや優れている　D=普通（基準）　E=劣っている